

令和 8 年 8 月 3 1 日

報道機関各位

青森県総務部人事課長

「令和 7 年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況」及び
「令和 7 年度退職職員の再就職状況」について

このことについて、別添の資料を県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/>）において公表します。

（検索方法：組織で探す→総務部→人事課の「新着情報」）

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課	人事課 組織・人事G
担当者・ 電話番号	人事課長 菊池 滋 内線 2025
	直 通 017(734)9046
報道監	総務部次長 木村 真一

令和7年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

青森県職員倫理条例において、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、知事が、各任命権者からの報告に基づき、その概要を公表することとされていることから、令和7年度の状況を公表するものです。

1 対象

知事部局、県土整備部（公営企業）、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局

2 各種届出等の状況

条例等では、職員の倫理保持の状況をチェックするため、職員は一定の場合には届出等を行うこととされており、その状況は以下のとおりでした。

なお、知事部局及び警察本部以外の各任命権者については、各種届出等に係る実績はありませんでした。

（１）利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、夜間において飲食をする場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

（令和7年度）

区 分	届出件数	相手方
知事部局	1	民間企業の方や一般社団法人など公益的な性格を有する事業等を行っている団体に属する方です。
警察本部	2 3	
合 計	2 4	

<前年度（令和6年度）との比較>

区 分	件 数		前年対比
	令和6年度	令和7年度	
知事部局	0	1	1
警察本部	2 3	2 3	0

※ 届出については、1人の職員につき、1回の飲食ごとに行うこととなっています。

したがって、例えば5人の職員が1回の飲食に参加した場合の件数は、5件とカウントされます。（以下の届出についても同様です。）

(2) 利害関係者とのゴルフに係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共にゴルフをすることができませんが、その場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

令和7年度においては、届出実績はありませんでした。

＜参考＞令和6年度の届出実績ありません。

(3) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を受けることとされています。

令和7年度においては、承認実績はありませんでした。

＜参考＞令和6年度の承認実績ありません。

(4) 贈与等に係る報告の状況

管理職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとされています。

区 分	報告件数	贈与等の内容
警察本部	2	利害関係者以外の者から飲食物の提供を受けたものです。

＜前年度との比較＞

区 分	件 数		前年対比
	令和6年度	令和7年度	
知事部局	1	0	△1
警察本部	0	2	2

3 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

倫理条例等に違反することを理由として懲戒処分等を行った実績はありませんでした。

＜参考＞令和6年度の懲戒処分等の実績ありません。

令和 7 年度退職職員の再就職状況について

1 令和 7 年度退職職員（※1）の再就職の概要

（単位：人）

	県に再就職		県以外に再就職				小計	届出なし	計
	再任用	その他	国、他 地方公共 団体等	地方独立 行政法人	公社等 （※2）	その他 民間団体 等			
全体	2	20	11	3	3	46	85	115	200
うち個別情報の 公表対象者（※3）	0	0	1	1	1	16	19	3	22

※1 再任用任期满了者等を含み、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。また、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となった職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき退職して団体へ派遣された職員を除く。

※2 県が出資等を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人及び県が 25%以上出資等している法人（令和 8 年 7 月 1 日現在 22 法人）

※3 退職時又は役職定年（注）前の職位が課長級以上の職員

（注）役職定年…地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定による管理監督職以外の職への降任等をいう。

2 退職時又は役職定年前の職位が課長級以上で令和7年度に退職した職員の再就職状況

No.	氏名	退職時又は役職定年前の 所 属	退職時又は役職定年前の 職 名	役 職 定年月日	退 職 年月日	再就職 年月日	再就職先	役職名
1	澤 純市	総務部	部長	－	R8. 3. 31	R8. 6. 26	青森県信用組合	常勤監事
2	若松 伸一	こども家庭部	部長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	日本赤十字社青森県支部	事務局長
3	齋藤 直樹	観光交流推進部	部長	－	R8. 3. 31	R8. 5. 19	おいらせ町	副町長
4	藤森 洋貴	観光交流推進部	理事	－	R8. 3. 31	R8. 5. 28	株式会社あおもり北彩館	常務取締役
5	成田 澄人	農林水産部	部長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	地方独立行政法人青森県産業技術センター	理事長
6	米田 均	県土整備部	理事	－	R8. 3. 31	R8. 5. 1	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 東北支社青森事務所	東北支社参事
7	小坂 秀滋	出納局	会計管理者	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	株式会社青森みちのく銀行	業務顧問
8	田口 晋	健康医療福祉部	理事	－	R8. 3. 31	R8. 6. 26	六ヶ所原燃警備株式会社	代表取締役社長
9	工藤 康成	議会事務局	事務局長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	一般財団法人愛成会	法人事務局長
10	及川 正顕	農林水産部	次長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	青森県森林組合連合会	青森県立自然ふれあい センター館長
11	中道 悟	県土整備部	次長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	公益財団法人青森県建設技術センター	総務部長
12	阿部 伸樹	東青森県土整備事務所	所長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	株式会社鹿内組	執行役員
13	田中 秀樹	中南県土整備事務所	所長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	川崎地質株式会社青森営業所	技師長
14	相馬 暢	出納局	次長	－	R8. 3. 31	R8. 6. 16	六ヶ所原燃警備株式会社	総務部長
15	田中 治	精神保健福祉センター	所長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	一般社団法人青森精神医学研究所附属 浅虫温泉病院	医員
16	虻川 雄介	中南農林水産事務所	次長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	社会福祉法人沢朋会白寿園	介護職員
17	中里 雅臣	上北農林水産事務所中央家畜保健 衛生所	所長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	八戸畜産農業協同組合	参事
18	成田 鉄也	下北農林水産事務所	所長	－	R8. 3. 31	R8. 4. 1	三省水工株式会社東日本営業所	事業推進部長
19	神成 伸之	三八県土整備事務所	次長	－	R8. 3. 31	R8. 5. 14	三八建設業協同組合	専務理事兼事務局長